

第6章 計画の推進に向けた取組

本計画の推進に当たっては、文化財等の保存・活用に向けて、市民、市民活動団体、事業者等、行政の各主体が、連携して取り組むことが重要です。また、広域での取組や文化財等とその周辺環境を含めて整備を進めるために、必要に応じて国や東京都、近隣自治体等との連携・協力を図ります。

1 全庁的な取組の推進

文化財の保存・活用に当たり、関連する分野との連携・協力が重要となります。関連部署と施策内容等について、調整・連携を図り、全庁的な取組として推進するとともに、進捗状況の確認、進行管理等を進めます。

2 市民と行政との連携

文化財の保存・活用の取組を幅広く進める上で、市民や市民活動団体との連携は重要です。市民活動団体を育成・支援するとともに、情報交換や活動機会の提供に努める等、役割分担による取組を進めます。

3 国や他機関との連携

文化財の保存・活用に当たっては、国や都、近隣自治体等と連携を図る必要があります。市内外の様々なネットワークを通じて、文化財を保存・活用していくための仕組みづくりに努めます。

(取組のイメージ図)

